

令和7年5月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和7年5月27日（火） 開会 17時30分
閉会 18時54分

場 所 教育委員会室

出 席 者 教 育 長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）
教育委員 山本 隆正（議事録署名委員）
教育委員 新谷 なをみ
教育委員 田中 淳子

事務局職員 教育部長 矢野 義知
教育部次長兼図書館共創交流局長 稲尾 隆
教育部次長兼教育政策課長 森本 悦子
学校教育課長 宮川 久寿
社会教育課長 津川 文隆
図書館共創交流局参事兼図書館長 西澤 和江
教育政策課参事 時松 哲也
学校教育課参事 藤内 護
学校教育課参事兼教育相談センター所長 藤原 良浩
学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）
種村 由加
教育政策課課長補佐兼教育政策係長 加藤 雄海
教育政策課 佐藤 元昭

傍 聴 人 0名

議 事 日 程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 令和7年度一般会計補正予算案（第1号）について【議第21号】
第3 工事請負契約の締結について【議第22号】
第4 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について【議第23号】
第5 別府市社会教育委員の委嘱について【議第24号】
第6 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書について【議第25号】

報 告 事 項 寄附受納について【報告第3号】

そ の 他 6月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和7年5月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は山本委員にお願いいたします。

本日の議事のうち、議事日程第2、議第21号 令和7年度一般会計補正予算案（第1号）について、及び議事日程第3、議第22号 工事請負契約の締結については、市議会上程前の議案であることから、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案します。お諮りいたします。これらの案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。出席者の3分の2以上でありますので、これを非公開とします。また、これにより、審査順序を入れ替えたいと思います。議事日程第2、議第21号及び議事日程第3、議第22号についての審議を最後に行います。

◎ 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第4、議第23号 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課長 それでは議案の7ページをお開きください。議第23号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

本件は、特別休暇その他の休暇の種類、取扱等を別府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に合わせることに伴い、任用規則を改めようとするものです。具体的な改正点は大きく3つございます。1つ目は、これまで規則の条文として定めていた特別休暇や病気休暇、その他の休暇を、資料の12ページから16ページにありますとおり、別表としてまとめて表記したこと。2つ目は、22ページ第14条に介護休暇及び介護時間を加えたこと。そして3つ目は、24ページにありますように、第27条にありました免職、休職等を市の条例に合わせたこと。以上の3点でございます。説明は以上でございます。ご審議の程、お願いいたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 先程課長が介護休暇のことをおっしゃったのですが、これまで私の記憶では、ALTは20代から30代前半の独身の方が来ていた感じですが、最近はお家族で来た方もいらっしゃいましたけど、この休暇を取るような状況が、ここ何年間であったかどうか教えてください。

学校教育課長 ここ数年間でそういった実績はございません。ただ、今新谷委員がおっしゃったように、家族とかパートナーとかで来日して、そして勤務するといった形があります。そういうことも含めまして、市の会計年度任用職員の規則に合わせていくという形にしております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第23号は原案に対し議決することに異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第23号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市社会教育委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第24号 別府市社会教育委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 議案34ページをお願いいたします。議第24号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

35ページをご覧ください。別府市社会教育委員の委嘱につきましては、別府市社会教育委員の設置に関する条例に基づくもので、今回任期満了に伴う改正となります。社会教育委員の任期ですが、令和7年4月から令和9年3月までの2年間となっております。今回、委員をお願いする候補者は、名簿に記載の12名の方々です。12名のうち新規の委員は4名です。まず1番の別府市立朝日小学校校長城内様、2番の朝日中学校校長武野様、7番の別府市PTA連合会副会長高橋様、そして13番の日本文理大学工学部建築学科准教授高見様の4名でございます。他8名の方につきましては再任となっております。当初はこの12名の方に委嘱したいと考えております。なお、自治委員会から推薦された方1名を追加で委嘱するよう現在考えております。これは、当初推薦されていた方がお亡くなりになったことに伴うもので、現時点で自治委員会に再度推薦をお願いしているところでございます。こちらの候補が決定次第、定例教育委員会に提案する予定で考えております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第24号は原案に対し議

決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 24 号は議決することに決定いたしました。

◎ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書について

寺岡教育長 次に議事日程第 6、議第 25 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課参事 議案 36 ページをご覧ください。議第 25 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。お手元に配布しております別冊資料「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書」でご説明申し上げます。

本報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づきまして、令和 6 年度に別府市教育委員会が実施した事務事業の管理及び執行の状況について、教育委員会事務局が点検及び自己評価を行った上で、知見活用委員会において説明し、委員のご意見をいただき、まとめたものとなっております。各事業についての自己評価につきましては、5 ページ以降に掲載しております。また、3 名の知見活用委員のご意見につきましては 25 ページから、自己評価及び各知見活用委員のご意見を踏まえた教育委員会としてのまとめは 29 ページに記載しております。これより事務局より順にご説明いたしますので、その後、教育委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。それでは、自己評価が C の事業といくつかの事業に絞って担当課長よりご説明いたします。

学校教育課長 それでは学校教育課からご説明いたします。
まず、C 評価だったものが資料 9 ページにございます。事業名「子ども自らが作る学校生活の推進」で、自己評価を C としております。その理由は、成果指標に対する達成度が、72.9%にとどまったためでございます。その要因といたしましては、生徒が主体的に見直した校則を、学校ホームページや通信等で地域や保護者へ情報発信ができていなかったことによるものであります。ただし、成果指標①の達成度は、小学校中学校ともに指標を超えております。小学校が 84.0%、中学校が 88.3%でございました。そういったことから、事業の目的はおおむね達成できているのではないかと考えております。今後は、生徒大会等の活動を通して自治的能力や社会参画する力を伸ばして、その力を育んでいきたいと考えております。以上でございます。

社会教育課長 社会教育課からは、自己評価を C としている 2 つの事業についてご説明い

たします。

まず資料8ページ、事業名「自然体験活動の推進」をご覧ください。事業目的は、子どもたちに家庭や学校では得がたい、ネイチャーゲームや工作などの自然体験活動の機会を提供するものということで、市内各幼稚園及び小学校と、自然体験活動ができる講師をつなぎ、各ニーズに応じた場の設定を行うことで、自然体験活動の推進を図ることを目指したものでございます。成果指標は、自然体験活動に参加した園・小学校の割合が60%以上でした。主な取組ですが、大分県環境教育アドバイザーと連携した自然体験活動の実施を行っております。結果として、活動の申し込みは市内幼稚園1園、小学校2校で、参加した割合は11%、成果指標の達成割合は18.3%の達成率となりました。このため、当初の目標としていました自然体験活動に参加した園・小学校の割合が60%を大きく下回る結果となりましたので、評価をCとしております。なお、実施後のアンケートですが、「自然観察をする際の視点を見つけることができ、自然に対する意欲が増している」、「子どもが自ら考えたり主体的に取り組めるようなヒントを得られた」など、肯定的な回答が100%であり、事業の内容としては有意義であったと考えております。ただ、事業展開の部分で、年度当初に各幼稚園・小学校に向けて実施要項を送付し、9月の校長・所長会議で再度周知を図ったところですが、より幼稚園及び小学校のニーズを反映させていく必要があったのではないかと考えております。また、現在市内の5年生が自然体験活動として、県立九重少年自然の家や香々地青少年の家を利用している学校がほとんどであることも申し込みが少なかった要因と考えております。今後の展開ですが、令和7年度から県の事業スキームが変更になっております。事業自体は継続させていくのですが、変更になります。ただ、おじかの解体等も予定される中、自然体験活動に対する方針自体を検討していくこともあり、第3期教育大綱に対するアクションプランの項目からは外しているところでございます。

続きまして資料17・18ページ「地域教育力の活性化」についてです。「育て別府っ子！地域の力で」を合言葉に、地域の大人が子どもたちと関わりを持つことによって交流を深め、地域のコミュニティを活性化し、地域みんなで子どもを育てる地域社会の形成を図ることを目的としております。成果指標は、地域みんなで子どもを育てる体制が70%整っていると回答する公民館が100%としております。主な取組の①です。これまで中部中学校区のみであった地域学校協働活動推進員を、今年度は各中学校区に拡大し、6名の委嘱を行っております。公民館の体制としては、地域みんなで子どもを育てる体制が70%整っている状態の公民館は昨年度0でしたが、今年度は6館中1館で16%でした。ただ、成果指標からは遠い結果です。16%にとどまった理由としては、本事業の目的を達成するために委嘱した地域学校協働活動推進員との連携・協働を図るための準備が不十分であったことなどが考えられます。取組②です。学校支援に参画するボランティア登録者数300人を目指し、こちらについては1月現在で、登録者数318人で300人を超えたところでございます。取組③、④ですが、それぞれの事業での参加者増を目指しました。補充学習の参加者実数については、取組指標に達していない状況でございます。取組⑤、地域住民の参画を促し、家庭教育に関する学習機会の提供や保護者への相談対応、情報提供等を行う家庭教育支援のネットワーク組織をべっぴん子育て Labo と言いますが、

この組織数の増を目指し、5つの公民館で開催しております。昨年度の子育て Labo は不登校をテーマに「不登校カフェ」を開催し、参加者にとって有意義なものになったと評価しております。全体的に成果指標に示した姿に達していないことから評価をCとしております。地域みんなで子どもを育てる地域社会の形成の必要性から、本事業は継続していきますが、より効果的に推進していくために各取組の見直しをしていくとしております。令和7年度から、事業推進していくために、学校・家庭・地域をつなぐ役割を担い、地域教育に関わりたいと考えている地域住民を発掘・養成し、専門職として地域教育力の向上に努める地域教育魅力化コーディネーターを中央公民館、各地区公民館に1名ずつ配置している状況です。また、各中学校区を担当する地域学校協働推進員については、7年度も8名委嘱しております。将来的には全小中学校21校それぞれを担当する21名の委嘱を目指していく予定でございます。それにより、学校・家庭・地域の連携がより強まり、地域の活性化、そして地域みんなで子どもを育てる地域社会の形成に繋げていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

教育部次長兼
教育政策課長

教育政策課は項目が3つございます。目次をご覧ください。基本方針1の3(4)小・中学校における食育の推進、基本方針3の1、新図書館の整備・管理・運営、そして2、別府市学校給食センター等の運営です。新図書館につきましては、本年度末の開館を見据えてフェーズも変わりますので、図書館共創交流局、新しい機構の中で一部指標の見直しをしながらも拡充をさせていくという内容になります。

学校給食につきましては、給食センター等の運営というフェーズから、本来子どもたちが食育を学び、自分たちで将来の食べるものを選ぶようにする、そういう食育を推進するというフェーズに変えるというふうに方向転換しようと思っています。24ページです。学校給食センター等の運営と食育推進の項目が、指標が重複するところがありますので、この給食センター等の運営の部分を食育の推進の中に組み込んで、令和7年度は1本でこれから指標をレビューしていくことにしております。この中でも特に、成果指標③の地元食材の活用についてです。地産地消はやはりいろんなところで言われているところでございますけれども、別府市のように田畑が少ない地域においては、やはり生産農家のご苦労も多いようです。令和6年度のように天候により収穫がずいぶん左右されるようなことがありましたので、この部分のパーセンテージは上がってはいないのですが、地産地消については、子どもたちに地域における体験なども通して、食材、そして地域の生産者に対する感謝の心を育むこと、そして、子どもたちが今後も楽しみながら食に興味や関心を持ち、食を選択できる力を身に付ける、そういった食育を推進するよう、今後も努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

学校教育課参事
兼共生社会実現・部落
差別解消推進課参事

資料14ページをご覧ください。事業名「学校における人権教育の推進」です。自己評価をBとしております。このことについてご説明いたします。一番右の＜CHECK＞の欄をご覧ください。成果指標②、部落問題学習に関する指導力の向上については、「発達段階に応じた人権授業を実施している」と回答した学校は100%でした。一方、授業を受けた側の児童生

徒の16%は「授業を覚えていない」と回答しております。その要因といたしましては、対話的で深い学びの授業展開の実施が十分でなかったことが考えられます。また、30歳以下の教員の26%が「人権授業の指導に不安がある」と回答していることも要因の一つと考えられます。今後の展開といたしましては、昨年度同様、指導主事がすべての小中学校を訪問し、各学校の実態に応じた指導・助言をしてまいります。併せて人権教育主任や指導に不安を感じている若年層教職員のニーズに合わせた研修と、キャリアステージに応じた指導・助言、研修の実施を進めてまいります。以上でございます。

教育政策課参事 続きまして、25ページから27ページに知見活用委員会の3名の委員より意見をいただいておりますので、かいつまんで要点をご報告いたします。25ページをご覧ください。最初に本田委員です。本田委員からは、別府市教育大綱という市の教育を支える理念のもと、その実現のための事業が進められていること、点検・評価シートの記載方法も分かりやすく伝わるよう年々改善されていること等に評価をいただいております。加えて、今回は、そもそも「評価」というものの困難さについてご意見をいただきました。目標を数値化して客観視することを必要としつつも、その数値化によって、そもそも事業の目的やアンケートの目的にズレや揺らぎにつながりかねない問題性を指摘してもらいました。自己評価を行う私たちが、評価のための評価に陥らないよう、常に教育大綱の理念から連なる事業目的を意識して点検・評価に臨みたいと思います。次に櫻田委員です。櫻田委員からは、本市が進める「学校に行きづらさを感じる児童生徒」を出さない魅力的な学校づくりを一層進めるとともに、学校に登校できていない児童生徒の学力保障・学びの場の仕組みの構築に期待を寄せていただいております。「学校に行きづらさを感じている児童生徒」への取組は、最重要に位置付ける教育課題でありますので、引き続き重点的な取組と点検・評価を行いつつ、改善につなげていきたいと思います。最後に山本委員です。山本委員からは、ここ数年の「点検・評価シート」の改善について、肯定的な評価をいただきました。各事業におきましては、長期的な視点に立った成果の設定や、学校教育と社会教育の具体的な連携の事実と成果を示すことなどについて、ご示唆をいただいております。加えて、図書館の整備・給食センターの運営について、丁寧な取組が行われているとの評価をいただきました。

28ページをご覧ください。教育委員会の活動状況でございます。まず委員の就任状況と会議等の開催状況です。令和6年度は12回の定例教育委員会と2回の臨時教育委員会を開催いたしました。議案等の付議は、議案と報告を併せて64件、主な活動については、記載しているとおりです。

29ページをご覧ください。教育委員会としてのまとめを記載しています。3名の知見活用委員の皆様には、毎年の知見活用委員会を通じて経年でのご指導をいただきました。皆様からは、点検・評価シートに現れる結果や数値だけでなく、そこに至る事業担当者の思いや考え方までを聞き取っていただき、各事業が教育大綱の理念実現に寄与しているのか、子どもたちや市民の幸せに繋がっているのかなど、大きな理念とその目的、そして自らの現在地を確認していく大事な振り返りへと高めていただいたと思っております。

「第2期別府市教育大綱」に係る別府市教育行政アクションプランに対しての点検・評価はこの報告書で一区切りとなります。今年策定された「第3期別府市教育大綱」に係る事業推進におきましても、その理念に近づけていけるよう、点検・評価・改善の取組を進めてまいります。事務局からの説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま各課より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 私も知見活用委員を何年かしたのですが、そのときはやはり大変で、いろいろ言うのは簡単なんですけど、言ったことがどういうふうに変わっていくかというところが一番気になるんですね。だから、3回か4回くらい委員会があって、中にはよく分からない内容もあって、この点検をしたことを次の年にその事業がどう変わっていくかというところが一つあります。もう一つは、各課がしていることがバラバラではなく、根っこでは繋がっていないといけないという気持ちをずっと持っています。例えば社会教育課がしていることと学校教育課がしていることは繋がると思うんです。それから教育政策課が図書館を作ってくれたり給食センターを作ってくれたり、これもやはり繋がっていると思います。だから各課の取組が絶対どこかで繋がっていて、それが毎年少しずつ改善されて、別府市の学校や子どもたち、高齢者もそうですし社会教育に来る大人の人たちとか、そういう方も変わっていくというか、そういうことが点検・評価の大きなところかなと思います。これを読んでいて、何が問題なのかちょっと分からないところもあったりして、私が委員をしたときの気持ちとしては、去年意見を言ったから今年はこう変わったなというところがはっきり見えたら、この委員をした甲斐があるなと思ったので、この今年の分ですが、去年どんな評価があって、それが今年どのように変わったかというものが最初にあると、評価をする委員さんたちにもいいですし、この事業をやっている各課の方たちもはっきり見えていいのかなと思っています。点検・評価のためにこれをしているのではなくて、評価したことが次の年にどのように変わったか知りたいというのが委員としての気持ちだったんです。それと、バラバラですのではなくて、全部の課のすることが市民の方や子どもたちのために根っこでは繋がっている。今大きな事業がたくさんあるじゃないですか。例えば学校のエアコン、あれは莫大なお金を使った事業ですが、私は他の市の人からいいなと言われました。別府市の学校の体育館でバスケットボールの試合をしたら、エアコンが入っていてすごいことです。というように大分市の先生から言われましたし、そのようにいろんなことをしてくれているわけですね。去年言われたところがこんなふうに評価してもらった、というところとか、あとは各課の方々がシェアするというか持ち寄って、教育政策課でこれができなかったんですけど学校教育課でこれに関わることでできることがありますか、というような繋がりがみたいなものがあるといいなということを思っています。具体的なことではなくて申し訳ないのですが、見るほうとしては、去年こんなことがあって今年はこんなふうになりました、というのがすごくいいなと思います。

教育政策課参事 ご指摘ありがとうございます。根っこの部分というのはそのとおりだなと

思っておりまして、教育大綱というのがその根っこの部分にあたるのではないかと考えています。私もこの点検・評価シートの担当になっていろいろ遡って見ていくと、大綱から流れてくる施策の考え方、理念というものの、現場サイドでやっていた教育行政基本方針の中で行われてきたものを、上と下からうまく合わせて調和させながら取組をしていたというところがありました。その部分で若干の揺らぎといいますか、整合性のところで今一つ分かりづらいというところがありましたので、教育大綱から今の流れのようにアクションプランを作り出し、そしてその中から事業を展開し評価をしていくというものにこの数年で整理をしてきたつもりです。ただ、新谷委員がおっしゃるような、昨年こういったから今年こんなふうになっているよ、という繋がりの部分というところがなかなか紙面にも表れていないところではありますので、それは今後の検討課題かなというふうに思いますので、また勉強させてください。おかげさまで知見活用委員の皆様方にご協力いただいて、年度末に知見活用委員会を開催してまとめていくのですが、4月早々にはまた改めて知見活用委員の皆様と、今年度の成果シートの何が良くなって何を変えたらいいのかということと4月に協議する機会を数年前から作りました。そのサイクルが回って、年度またぎでそのような作業をして、そして今新たに今年度の施策に着手していくというサイクルがようやく回り始めたかなと思います。それと、縦の流れが分かりやすくなってきているのかなと思いますので、今言われたようなところをより一層、市民目線で、言われたことがこう変わりました、こう反映させましたというシートにできないか研究したいと思います。

新谷委員 学校だけでできないことがたくさんあるし、もう一つは市民がずっと別府で暮らしている中で、いろんな講座に参加していきいきと暮らせるというか、だから学校教育課と社会教育課があって、そこに教育政策課もあって、いろんな予算を取ったりしてくれているわけですね。その下で繋がっているところがよく見えるようになったらいいなと思っていました。それから、社会教育はとても大事ですね。市民の方から、英語を学びたいのだけど、仕事が終わって18時とか19時くらいから公民館でそういう講座がありますかと聞かれたときに、私はないんじゃないかと思ったんです。地区公民館とかは夜もやっていますが、サザンクロスとか大きいところはやっていなくて、私はそういう講座をやってくれたらいいなと言われたので、職員さんの勤務条件とかあると思うのですが、もう少し今やっていないことをやれたらいいと思います。学校を卒業したあとはなかなか学ぶ場がないのですが、生涯学習ということで、学生のときは思わなかったけど今こんなことを勉強をしたいとか、そういうことがあったときに市民講座などで学ぶ場があると豊かになるというか、最近そんなことを思っています。

寺岡教育長 その他生涯学習の観点から、いつでもどこでも誰でも、ということで、社会教育課長いかがですか。

社会教育課長 社会教育課の中に各公民館長に集ってもらって施設長会議というのがありますが、その中でも同じ意見が施設長の中から出ていまして、これはぜひ一度検討してほしいというご意見もありましたので、また課の中でそ

れを吸い上げて、検討していきたいと思います。

新谷委員 テスト事業という感じでどこか一か所でやってみて、今まで勉強したかった人が、仕事が終わって学べたらそれが生涯学習になるのかなと思います。

田中委員 8ページです。自己評価Cとなっていますが、体験活動というのは本当に大事で、一職員として働いているときの私の感想かもしれませんが、片や体験活動と言われながら、行事の精選、働き方改革、そして授業力の向上、働いている先生方の指導力不足、この辺のところを校長になったとき評価するものとしたときに、先程、各課が連動してという話になりましたが、評価をするものとして苦しくなるのではないかなと思うんです。それを、こういう現状を前に何をどう絡めながら、何を大事にしていって課題を解決していけばいいのかという糸口が、この評価の中ではなかなか見つけにくいと感じたんですね。その辺を、評価するそれぞれの課がどのように意識しながら、体験活動が大事だと思っているけれども教育課題に対してどう迫っていこうとしているのか、どうあればいいのか、感想でも思いでもいいのですがお聞きしたいなと思いました。

学校教育課長 私見になるかもしれませんが、評価をするにあたって、まず、子どもたちにどういった力をつけたいか、発達段階に応じてこの発達段階の子どもにはこういった力をつけなければいけない、そのためにはこういう活動、こういった取組が必要だということを、学年なり全体で話をした上で取組を設定する必要があると思います。そしてその力が本当に身についたのかどうなのかを評価する側が評価していくという、ごく当たり前の作業になるかもしれませんが、やはり発達段階に応じたつけたい力、これを明確化して、そして今子どもたちには自然体験活動が絶対必要だとか、こういった特別な活動が必要だとかいうところをしっかりと明確にした上で評価をしていくということが大前提にあるのかなと感じております。

田中委員 授業を焦点化するとき、発達が凸凹していて経験発達が不透明になっている現状で、何をめあてにこの授業を推進していいのかというのを今の先生方は迷っているのではないかなと思うんです。単元のめあてというのは、それでも作っていかなければいけないのですが、今課長がおっしゃったところを教える側としては悩んでいるのではないかなというのが今の社会なのかなと思ったんです。ちょっと抽象的な質問で申し訳ないのですが、私もやっぱり授業をしていく中で、どこを焦点化してどこを差別化してというのを悩んでいるのですが、特別扱いするのも変だし、では先生が足りているかということそうではないし、お金もそんなに十分ではないというところを、どれくらい学校教育課長が実態として把握しながら今の発言の中に捉えてめあてを設定しているのかということちょっと思ったのですが。

寺岡教育長 特別活動の中で、体育的な行事や宿泊的な行事、いろいろありますね。その中に例えば修学旅行とか宿泊訓練のようなもの、これは年間のカリキュラムの中に入っていますよね。それは学校としては力をつけたいからと必ず入れますよね。ただそれが、田中委員がおっしゃったように教師の不足とかいろいろな問題がある、ではそれを切るかということそれはなかなか切

れないから踏襲的な行事として行われていますけど、それはそれなりの価値があるということで行っている。学校教育課長が言われたように、どんな力をつけたいのかということを考えながらそういう行事をやっていく。ただ、働き方改革やすべて難しい問題になっています。

山本委員 この自然体験活動というのは、先程教育長が言われた運動会とか修学旅行とか、そういう決められたスケジュールに入れられたものではないのですね。

寺岡教育長 教科と道徳と特活と総合的な学習という4つの柱で、全国の子どもたちは教育されています。その特別活動というのが、教科でも道徳でも総合的な学習でもないすべてが特別活動になるのです。卒業式から修学旅行から。その中のひとつとして、自然体験活動があります。

山本委員 ある程度、どこの学校さんはいつ頃行かれてくださいとか、いくら予算がついていますとか、そういうふうな状況だけでも、実際の実施状況は11%ですか。18.3%ですか。

社会教育課長 これは、今教育長が言われたようにカリキュラムで組まれたものとは別に、自然体験活動というものを早い時期からやっていただくという部分で幼稚園や小学校低学年から経験していただくということで、その取組を行っています。それを呼びかけて行ったところ今回はなかなか参加のほう that 得られなかったということでC評価とさせていただきます。ただ、これは学校側が理由というよりも、逆に我々の方が事業をアピールしたりニーズを吸い取ったりするところの部分で、私たちの社会教育の部分でやっていくのが地域教育力もありますけど、やはりコミュニティ・スクール、学校を支援していくということも入ってきていますから、そういう意味ではメニュー作りみたいなのところも当然出てきています。今回魅力化コーディネーターを入れたのも、ひとつはメニュー作りという部分もありますので、そういうところでフォローしていけたらということを考えていくことも必要になるかなという反省には基づいています。

山本委員 この文章の中に九重少年自然の家や香々地青少年の家と書いていますが、そういうものではなくて、日々のというか何かカリキュラムの中で身近な自然体験をするとかそういうことをイメージしているのですか。

社会教育課長 そういう意味で捉えていただければと思います。

田中委員 田植えとかとかそういうものも入りますか。

社会教育課長 田植えが入るかどうかわかりませんが、この事業自体は県のアドバイザーの方に入っていてやってる事業になります。

田中委員 幼稚園は、近隣の農家に行って植物の種をもらってナスを育てたりとか、そういうことを自然体験ということで行っているように見受けられますが。

社会教育課長 先日も公民館から話があったのは、市のOBの方で、その方は農家ではないのですがちょっと協力をしていただいて、イモを植えて栽培をするという体験をしてもらうということを公民館で企画してやるということを館長が相談を受けたということもあるのですが、そういうふうにしていく部分はあるのですが、それとはまた違った事業で公民館がする事業とは別で、これは、本課のほうでアドバイザーを呼んで参加してもらうという事業としてやっている部分です。

山本委員 この事業は見直されるのですか。

社会教育課長 今年に関しては、この事業をやっている県のほうが事業の見直しを図っています。ただ同じような事業である可能性が高いのですが、どういう事業になるかという詳細をもらっていませんので、それをもらってから各学校のほうにお知らせして、参加を呼びかけるということは考えております。

山本委員 この自然体験活動の推進という項目自体が来年度以降なくなるということですか。

社会教育課長 この部分についてはなくすということで、第3期の教育大綱のアクションプランからは除いております。

田中委員 私は今の話を聞いて何が言いたかったかという、こうやって本当に丁寧に書かれていて、大変だなというのがいちばんの感想です。こういうことを先生方も教育委員会も一緒にやられているんだなということをしみじみ感じて、できてないじゃないか、こうしたらいいというものもあるけど、アンビバレントな状況の中で委員会が動いてるんだということを、改めて時代背景を考えながら思った次第です。

山本委員 12ページの不登校についてです。B評価なので今日は説明しなかったと思うのですが、これは知見活用委員の櫻田先生も書かれているように、やはり非常に大きな問題で、決して減っているわけではなくどんどん加速度的に増えているような光景が続いているわけです。今別府市の不登校、ここでは不登校と言わずに「学校に行きづらさを感じている児童生徒」ですが、この統計というのはどのような状況になっているのでしょうか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 正確な数はすぐには出ないのですが、昨年度の統計を見たときに一昨年度より不登校児童生徒の数は若干減っております。

山本委員 昨年度は減っている。その前も減っていたのですかね。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** いえ、それまでは増えていました。

山本委員 全国統計は増えているのに別府市は減っているんだな、とどこかで思ったときがあったので、改めてそこは確認していただいて、若干減っていると

ということですね。それは非常にいいことだと思うのですが、それを解析してみて、何が良かったのかとか何が効果的であったかとか、そういうところはいかがですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 今公的にはふれあいルームを活用しております。それとメタバースふれあいルームといって仮想空間の中でのふれあいルームを活用している児童生徒もいます。アウトリーチ支援ということで、大学生が家に行って、近くの学校まで一緒に行ったりとか、そういった個別の支援も行っておりますし、フリースクールの支援事業ということで、家庭の経済的負担の軽減ということで市から補助金を出すようにしております。そうしたところが各個人のニーズに合わせたり家庭環境に合わせたりといった部分がマッチしてきた、個に応じた支援ができてきたのではないかと感じているところです。

山本委員 アウトリーチで学生が行きますとありますが、それは不登校であることには変わらないんですよね。そういう子たちが、援助をされることによって学校に通えるようになったら不登校ではなくなる、という形で統計上は減ってくるという考え方でよろしいですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** そうですね。30日以上欠席すると長期欠席生徒ということですが、その生徒が不登校なのか、経済的理由なのか、その他なのかという形で区分をしていきます。そういった支援をしていくと、例えばフリースクールに通って出席という扱いができます。

山本委員 フリースクールは出席なのですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** はい、いろいろなガイドライン等を見て学校長の判断です。そしてふれあいルーム等に出席をする、メタバースふれあいルームも出席という扱いになっていきますので、学校には行かなくてもそういうところに行くことで出席扱いとなりますので欠席日数はぐっと減ってくるという形になります。

山本委員 全国統計もそのようにとっているのでしょうか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** はい、同じです。

山本委員 だから学校に行かなくても不登校の数は減るということですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** そうですね、欠席生徒が減っていくので、そういう形にはなってきます。

山本委員 そこがちょっと混乱するかと思うんです。普通は学校に行けていない子が増えてくるわけですけど、逆に学校に行けているとどこまでカウントするのかということで統計も変わってくるかと思いますが、まあそれでも良しとするのか、その辺の流れは国の方針などにもよるのでしょうか。ち

よっと気になったのは、今回この指標に使われているのは、基本的には関係づくりをターゲットとするような人間関係づくりをこの指標としていて、今ご説明いただいた別府市が持っているいろんなメニュー、そういうところの評価というのは評価表の中ではされていない。今後としてはプランの中に書かれていますけどね。実際より良い支援を効果的にやっていくというのが何より不登校の対策かなと思いますので、人間関係づくりでは多分上手くいかないのだろうなと思うんです。だから、何か指標のところをもう少し考えられてもいいのかなと思うし、B評価で今日は飛ばされましたけど、やはり非常に重要な課題じゃないかと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

学校教育課長 学校に行きづらさを感じている子どもたちが減ったという要因の一つとして、先程お話したいろいろなものに加えて、中学校で登校支援ルームを設置したことがあります。そこに支援員を配置して、行きづらさを感じている、教室に上がりづらい子どもたちをその空間で支援したりするという登校支援ルームを、東山中学校を除く市内6中学校に設置しました。これが実は大きな役割を果たしておりまして、今まで教室が居場所だったのがそこに入りづらくなった子どもたちが学校に居場所ができた、ひとつまた別の居場所ができた、そしてそこで支援をしてくれる人がいる、ということが子どもたちの安心に繋がり、そこに通う子どもたちが増える、あるいは学校から離れそうになった子どもたちをそこで食い止める。教室に居づらくなったら学校外に出るしかなかったのが、校内にその場所ができたことでそこで留まる、というような居場所ができたというのが実は大きなところでもあります。先程の支援ツールのひとつとしてそういうものがあります。あとは、良好な人間関係作りが推進できた、人間関係づくりに直接学校に行きづらさを感じている子どもが入らないというような指摘だったのかと思いますが、この点に関しましては、母集団を育てるという意味も実はありまして、クラスの中で30人なりいれば、お互いがいい関係づくりがあれば、困ったときも学校から離れにくくなる、支えてくれる友達が近くにいるというための不登校を未然に防ぐためのツールとして、県がこれを推奨していて、別府市でもこれを一斉に取り組んでいるわけです。温かい人間関係、太い絆をプログラムを通してお互いの子どもたちが持つことで、学校から離れにくくなる子どもたちをつくる。もう一つは、不登校になっている子どもたちを温かく迎える、そういう集団作りにも繋がっているというふうに我々は捉えています。良い人間関係づくりをして、これまで不登校だった子どもが1日学校に来たときに「よく来たね」と言えるような良好な関係の温かいクラス、そういうところ狙ってプログラムを入れているところもあるので、そういったところからの効果もあるのかなというふうに思っております。

山本委員 もう一つ大事な視点として、義務教育は小学校6年と中学校3年で終わってしまうんですね。私もいろんなお子さんを見ているのですが、やはりいちばん苦しむのは中学校3年生ですね。そうやって頑張って学校に行くというところでいろんな支援を中学校は受けられるけれども、では高校はどうするのかという、そこが最終的な課題になってきて、諦めている子どもたちがいっぱいいるんですね。その子たちをどういうふうに救ってい

くのか。安易に、もう通信教育でいいんじゃないというような話になっても、通信の継続率は非常に低いですし、やはり温かく迎える体制だけじゃなくて、教育大綱にも「竹のようにしなやかに」とありましたよね、何か強さみたいなものをその中で最後支援をしていくというふうなところで、中学を卒業した後の高校の教育に繋がるような、そういう支援もどこかに入れていただきたいなと思います。ちなみに高校は学校に行けないと退学させられます。何かその辺の工夫なども今後必要になるんだろうなと。その受け皿というの、うちの病院も一部やったりしていますけど、やっぱり結構大変ですね。そういうのを見据えた支援もぜひお願いしたいなと思います。

寺岡教育長 教育課程の弾力化において、スロースターターというような考え方で小中連携していますが、ちょっとそれを説明していただけませんか。

学校教育課長 今後少し別府市でも考えていかなければいけないものかなと思っているのがスロースターターというものです。具体的には、大分市などが4月からゴールデンウィーク明け頃まで中学校でやっている取組なのですが、例えば中学校に入学してきた1年生は、ゴールデンウィークまでは午前中で帰らせる。それから部活動は、参加や入部はせずにすべてゴールデンウィーク明けからする。それから必要に応じて授業時間を少し短くする。そういった形で、小学校から中学校に入学して生活が大きく変わる中で、少し緩やかな形で中学校生活に慣れてもらうというような取組をしたということを知りました。これが一つ不登校の未然防止と言いますか、抑止に繋がっていると。4月はやはりみんな登校するんですよね、どんなに不登校の子どもでも入学式は行く傾向にあります。ただ翌日からなかなか行けない。そういう現状がある中で、スロースタートの取組をしたことにより成果が出ているという話を聞いております。実際、市内の中学校でもそういう取組をやっているところもあるということは聞いておりますし、今後その成果、効果をみていこうとしております。

田中委員 質問ですが、これは通常学級だけのデータですか、特別支援学級の不登校の子どもも入っているのですか。

学校教育課長 これは区別なく、すべての子どもたちを対象にしています。

田中委員 最近小学校1年生に入って不適應を起こして、私から見たら特別支援学校への就学が適切だと思うのに、親が無理をして特別支援学級に入りたいということで、マッチングがうまくいってなくて、今の段階で行き渋りを起こして転学したいというケースが、去年もそうですけど今年もありました。いろいろ探してみると、以前に比べて学校教育課が非常に丁寧な就学指導をしているのだけど、今はやっぱり親の思いがいちばんで就学が決まってしまうので、そのところが全然学校に姿を現さないで、書類だけで決定してしまうことがあって、学校側が慌てて幼小連携みたいな感じで幼稚園に見に行くということが何件かあったので、傍から見ていて学校教育課が気の毒だなと思うケースがあってですね、県のほうは中途転学による不合理が大きいということで療育も、学校に行かないと放課後デイだから

やり取りができなくて、いろんな手続きを取って放課後デイを使うようになっているんですけど、親の選択ミスで行き渋りを見せているお子さんが非常に多いというのがあります。その辺の何か対策とか情報とかありますか。

学校教育課長 就学指導に関しましては、別府市は就学前に支援委員会を開き、専門の方からご意見をいただいた上で、ひとつの判定と言いますか、この子は特別支援学級、この子は普通学級という判断をしていくような流れをこれまでずっととっております。ここ 10 年くらいは、やはり親の意向を反映させるということがありました。かつては数字でビシッと切って、特別支援学校という数字のラインがあったと思います。それが今は必ず親と合意形成を図った上で、就学指導を行うこととなっています。その中で保護者の方が、この子は通常学級で行かせたい、という意向があれば、それは合意形成を図る形になっていきます。合意形成というものがやはり大事ということで言われていますので、そこは致し方ない。ただし、リスクは伝えた上で、1 年間様子は見ますけど、来年度の進学に向けてはこういう道があることも少し考えていただけるといいですねということも含めて指導しております。

田 中 委 員 親が病む、精神科に通うとか、そういうケースを最近よく目にするなと思って、なかなか難しいですね。

寺岡教育長 学校教育課のほうでも、全欠の子どもがかなりいてですね、まったく家から出てこないという子どもに対してどういうふうに支援するか悩んでいます。

山 本 委 員 当然、要保護児童対策地域協議会と連携は取っているんですよ。先程横のつながりの話も出ましたが、やはり教育委員会だけでは当然無理なので、別府市も子ども家庭課で一本化しているわけですから、ぜひ要対協が重い事例は児童相談所と連携を取ってやるという、別府は意外と児童福祉系も施設は豊富にありますので、活用しながらぜひ先進市でいていただきたいと思います。

田 中 委 員 賛成です。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 25 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 25 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第3号 寄附受納について報告します。詳細は事務局から説明いたします。

**教育部次長兼
教育政策課長** 議案書 37 ページ、報告第3号 寄附受納についてでございます。
教育政策課関係部分は、38 ページから 39 ページの番号1から 23 までです。まず番号1から 15 につきましては、各市立小中学校の卒業生保護者等から卒業記念品としてご寄附いただいたものでございます。番号16からご説明いたします。番号16は別府西中学校PTAからのご寄附で、バックパネルスタンドで、これはよく記者会見の折などに市長の後ろにあるパネルのようなものです。現在は、卒業式や入学式のときの記念写真スポットとして設置したり、職業講演会の際に講演者の演台後ろに設置したりしているそうです。番号17 充電式噴霧器は、青山中学校PTAからのご寄附で、敷地内の消毒などに活用しています。番号18は別府中央小学校PTAからバザー収益金による寄附でございます。番号19は北部中学校PTAからのご寄附です。番号20は緑丘地区体育協会からのご寄附で、緑丘小学校にいただいております。体育教育の充実のために活用してほしいとの趣旨でございます。番号21から23までは匿名の個人からの寄附でございます。まず21、22ともに山の手小学校にご寄附いただいております。図書32冊と折りたたみ机4台です。最後の23は、寄附先が東山中学校でございます。音楽の和楽器授業というのがあるそうでして、その授業の中で活用しております。教育政策課関係部分は以上でございます。

学校教育課長 40 ページをご覧ください。番号24につきましては、平野芳弘様から別府市や大分県内等の美しい風景を木版画で表した木版画集を、市内の子どもたちや市民に広く見てほしいということで田仲啓司木版画作品集 50 冊の寄附がございました。各学校に2冊、市立図書館に3冊送付しております。以上でございます。

社会教育課長 続いて社会教育課関係部分につきましてご報告させていただきます。番号25から34まで10名の方から39点の寄附をいただいております。本日寄附作品の画像を配布しておりますのでご覧いただければと思います。まず25番の寄附者でございますが、作者である油布昌孝様ご本人です。油布様ですが、海外でも活躍されている竹細作家で、今回はアメリカサンタフェのタイモダンに展示されていた「夫婦岩」という作品をご寄附いただきました。26番の寄附者は神奈川県横浜市在住の矢幅美穂様で、作品は三畠上龍氏作の「美人図」の掛軸と、柳原白蓮の詩書の掛軸をご寄附いただきました。三畠上龍氏は天保期を中心に活躍した浮世絵師で、この「美人画」の掛軸は赤銅御殿の白蓮の間に掛けられていた作品です。27番の寄附者は浜脇2丁目在住の寺山真琴様で、脇坂秀樹氏作の絵画「ガラスのひまわりB」をご寄附いただきました。28番の寄附者は福岡県那珂川市在住の石東麻里子様で、県美術展でも活躍された熊井惇氏作の絵画「冬枯れの道」をご寄附いただいております。29番の寄附者は南荘園町在住の筑紫聖一様で、県出身の女流作家として早くから創作活動をしてこられた筑紫富美子氏作の絵画「祈りの造形Ⅱ」他1点をご寄附いただいております。30番の

寄附者は茨城県つくば市の牧真一様で、末光捨一氏作二紀展入選絵画「橋のある工場」をいただいております。31 番の寄附者は大分市在住の加藤守夫氏で、加藤光馬氏作の絵画「実って、…そして」他 6 点をご寄附いただきました。32 番の寄附者は松原町在住の和田清様で、中條正一氏作の絵画 3 点をご寄附いただいております。33 番の寄附者は制作者である池田祐介様ご本人です。絵画「太古の情景 2」他 1 点をご寄附いただきました。34 番の寄附者は佐賀県鳥栖市の梶原真理子様で、福田平八郎作の掛幅装「花菖蒲」他 19 点をご寄附いただきました。今回報告させていただきました作品の展覧会「新収蔵品展」を 6 月 15 日まで別府市美術館で開催しております。本日チラシを配布させていただいておりますのでご覧ください。なお、現在開催中のこの「新収蔵品展」と同時に、6 月 28 日から開催予定の展覧会「別府と観光と地図の歴史展」のチラシも配布させていただいております。ご覧いただければと思います。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま各課より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他

【概要】 ※令和 7 年 6 月定例教育委員会の開催日程について、令和 7 年 6 月 26 日（木）17:30 より開催することが決まった。

◎ 令和 7 年度一般会計補正予算案（第 1 号）について

寺岡教育長 ここからは非公開となります。なお、非公開で審議する 2 議案は、議会上程により非公開とする理由が消滅するため、議事録については議会上程後公表します。
それでは議事に戻ります。議事日程第 2、議第 21 号 令和 7 年度一般会計補正予算案（第 1 号）について提案しますので、事務局から説明をお願いいたします。

**教育部次長兼
図書館共創交流局長** 議第 21 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。それでは最初に 3 ページ、歳出をご覧ください。1244 図書館等一体的整備に要する経費、施設整備工事費の追加額 5,700 万円を計上しています。これは、新図書館等建設工事の地面掘削時において、当初の想定を超える数、大きさの転石が発生するなど地中障害物の撤去及びその処理等の費用が膨らんだことによるものです。また、今後の外構工事においても同様のことが予測されるため、その追加費用も見込んでいます。また、それらの地中障害物の撤去、後処理等の対応に時間を要したため、全体工程に遅延が生じており、本年 9 月 30 日までの工期につきましても 1 か月程度の工期延長が不可避と判断しております。従いまして補正予算の議決後に、工事費増額及び工期延長の変更契約を締結したいと考えております。

続きまして2ページの歳入をご覧ください。16款02項07目教育費国庫補助金、社会教育補助金の減額1億9,208万1千円を計上しています。新図書館等複合施設建設の財源である都市構造再編成集中支援事業費補助金について、国からの内示額確定に伴い補正するものです。国は地方公共団体からの要望額を調整し予算の範囲内で配分を行うため、要望額を下回る内示額となりました。次に23款01項08目教育債、社会教育債の追加額2億2,430万円を計上しております。これは、先程歳出で説明した施設整備工事費の増額及び歳入で説明した国からの補助金の減額に伴って図書館等一体的整備事業債を増額するものです。地方債を増額してもなお不足する額2,478万1千円は、基金から繰り入れるので一般財源の増はありません。なお、発行する地方債は、公共事業等債と公共施設等適正管理推進事業債で、いずれも今年度に返済する元利償還金の一部を国が財政支援する有利な起債となっています。以上で説明を終わります。

**教育部次長兼
教育政策課長**

歳入歳出相互に関連しますので、歳出予算からご説明いたします。議案書3ページでございます。0553 小学校の施設整備に要する経費の追加額1億4,225万4千円を計上しております。現在、境川小学校の屋外トイレは、管理棟近くの階段上のスタンドの途中でございます。山の手小学校は体育館横のスペースに屋外トイレが設置されていますが、いずれも男女兼用でございます。そして緑丘小学校は、現在スペースの都合で学校敷地内に多目的トイレが1か所も設置されておられません。本件は、以上3つの小学校に災害避難時の生活環境の改善、並びに平常時におきましては児童の屋外活動、そして社会体育などの学校利用者の利便性を図るため、多目的トイレを備えた屋外トイレを新設しようとするものでございます。経費の内訳は、設計委託料が188万1千円、既存施設の解体に係るアスベスト含有分析調査等委託料が125万4千円、工事請負費は1億3,911万9千円、これには既存施設の解体工事費を含んでおります。

続いて2ページ、歳入予算でございます。23款01項08目教育債、小学校施設整備事業債の追加額1億3,990万円は、本事業の財源に緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債を充てるものでございます。3校とも秋季運動会のあとに着工いたしまして、年度内に完成する見込みでございます。以上でございます。

寺岡教育長

ただいま各課より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員

多目的トイレはぜひ設置してほしいと思います。地震で体育館が避難所になったときに、障がいのある方が使えないといって本館も全部開けたんですね。だからこれがあると、災害があって市民の方が避難してきたときにいいと思いましたので、ぜひお願いします。

寺岡教育長

その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第21号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 21 号は同意することに決定いたしました。

◎ 工事請負契約の締結について

寺岡教育長 次に議事日程第 3、議第 22 号 工事請負契約の締結について提案しますので、事務局から説明をお願いいたします。

**教育部次長兼
教育政策課長** 議第 22 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。議案書 5 ページの市議会提出議案をご覧ください。本件は、旧山の手中学校管理教室棟外解体工事の請負契約の締結について、予定価格が 1 億 5 千万を超える案件でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により市議会の議決を求めるものでございます。要件設定型一般競争入札による入札の結果、契約相手方は安部勇・幸建設工事共同企業体で、契約金額は 2 億 2,587 万 4 千円でございます。5 月 16 日に開札をし、5 月 20 日に仮契約を締結しております。市議会の議決後に本契約を締結いたしまして、解体工事に着工、令和 8 年 5 月 29 日までの工期を予定しております。並行して駐車場工事に着工いたしまして、令和 8 年夏を目途に仮設駐車場としての活用を開始する計画でございます。説明は以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 22 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 22 号は同意することに決定いたしました。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和 7 年 5 月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。